

県税の特別措置(課税免除・不均一課税)の対象市町村

(R7.6現在)

市町村名	過疎法	離振法	奄振法	半島法	原発立地法	地域未来法	地域再生法	
							移転型	拡充型
1 鹿児島市						●	△	△
鹿児島市				●※1		●		
吉田町						●		
桜島町	●※3			●		●		
喜入町				●		●		
松元町				●		●		
郡山町				●		●		
2 鹿屋市						●	△	△
鹿屋市				●		●		
輝北町	●			●		●		
串良町				●		●		
吾平町	●			●		●		
3 枕崎市	●			●		●	△	△
4 阿久根市	●				●	●	△	△
5 出水市						●	△	△
出水市		●※2				●		
野田町	●					●		
高尾野町						●		
6 指宿市	(●)					●	△	△
指宿市	(●)			●		●		
山川町	●			●		●		
開聞町	●			●		●		
7 西之表市	●					●	△	△
8 垂水市	●			●		●	△	△
9 薩摩川内市						●	△	△
川内市					●	●		
樋脇町	●				●	●		
入来町	●					●		
東郷町	●				●	●		
祁答院町	●					●		
里村	●				●	●		
上飯村	●				●	●		
下飯村	●				●	●		
鹿島村	●				●	●		
10 日置市						●	△	△
東市来町	●			●		●		
伊集院町				●		●		
日吉町	●			●		●		
吹上町	●			●		●		
11 曾於市	(●)					●	△	△
大隅町	●			●		●		
財部町	●			●		●		
末吉町	(●)			●		●		
12 霧島市						●	△	△
国分市						●		
溝辺町						●		
横川町	●					●		
牧園町	●					●		
霧島町	●					●		
隼人町						●		
福山町	●					●		
13 いちき串木野市	●					●	△	△
串木野市	●			●	●	●		
市来町	●			●		●		
14 南さつま市	(●)					●	△	△
加世田市	(●)			●		●		
笠沙町	●			●		●		
大浦町	●			●		●		
坊津町	●			●		●		
金峰町	●			●		●		

市町村名	過疎法	離振法	奄振法	半島法	原発立地法	地域未来法	地域再生法	
							移転型	拡充型
15 志布志市	(●)					●	△	△
松山町	●			●		●		
志布志町	(●)			●		●		
有明町	●			●		●		
16 奄美市	(●)					●	△	△
名瀬市	(●)		●			●		
住用村	●		●			●		
笠利町	●		●			●		
17 南九州市	(●)					●	△	△
願娃町	●			●		●		
知覧町	●			●		●		
川辺町	●			●		●		
18 伊佐市	(●)					●	△	△
大口市	●					●		
菱刈町	●					●		
19 始良市						●	△	△
加治木町						●		
始良町						●		
蒲生町	●					●		
20 三島村	●					●		
21 十島村	●					●		
22 さつま町	(●)					●	△	△
宮之城町	●					●		
鶴田町	●					●		
薩摩町	●					●		
23 長島町	(●)					●	△	△
東町	●					●		
長島町	●					●		
24 湧水町	(●)					●	△	△
栗野町	●					●		
吉松町	●					●		
25 大崎町	●			●		●	△	△
26 東串良町	●			●		●	△	△
27 錦江町	(●)					●	△	△
大根占町	●			●		●		
田代町	●			●		●		
28 南大隅町	(●)					●	△	△
根占町	●			●		●		
佐多町	●			●		●		
29 肝付町	(●)					●	△	△
内之浦町	●			●		●		
高山町	●			●		●		
30 中種子町	●					●	△	△
31 南種子町	●					●	△	△
32 屋久島町	(●)					●	△	△
上屋久町	●					●		
屋久町	●					●		
33 大和村	●		●			●	△	△
34 宇検村	●		●			●	△	△
35 瀬戸内町	●		●			●	△	△
36 龍郷町	●		●			●	△	△
37 喜界町	●		●			●	△	△
38 徳之島町	●		●			●	△	△
39 天城町	●		●			●	△	△
40 伊仙町	●		●			●	△	△
41 和泊町	●		●			●	△	△
42 知名町	●		●			●	△	△
43 与論町	●		●			●	△	△
全城指定	36	0	12	15	1	43	0	0
一部指定	6	1	0	1	2	0	41	41
指定なし	1	42	31	27	40	0	2	2

(注)一部指定とは、旧市町村単位で見た場合に指定されていない地域がある市町村である。

【過疎法、原発立地法、企業立地法、地域未来法の各欄について】

- ・(●)・○となっている地域(地区)が県税の特別措置の対象である。
- (●) … 合併後市町村で指定されており、県税の特別措置の対象となる。
- … 本土地域は平成30年3月31日、種子島・奄美地域は平成31年3月31日取得分までが県税の課税免除対象となる。
- ※ 地域未来法については、自然環境保全法に規定する原生自然環境保全地域や環境保全上重要な地域等の一部除外区域以外は、全市町村が県税の特別措置の対象である。

※1 … 旧東桜島地区のみ対象となる。

※2 … 桂島のみ対象となる。

※3 … 県税の特別措置は、R9.3.31まで

なお、過疎法については、過疎地域持続的発展市町村計画に記載された産業振興促進区域内において、取得又は製作若しくは建設(建物等)については、増築、改築、修繕又は模様替えのための工事による取得又は建設を含む)した設備等が、県税の特別措置の対象となる。

【奄振法、半島法の各欄について】

- となっている地域(地区)が県税の特別措置の対象である。また、取得した設備については、市町村長が策定した産業の振興に関する計画(認定産業振興促進計画)に記載された計画区域内において新設又は増設した設備(施設)に限り、県税の特別措置の対象となる。

【離振法の各欄について】

- となっている地域(地区)が県税の特別措置の対象である。また、離島振興計画に記載された産業振興促進区域内において、新設又は増設した設備等が、県税の特別措置の対象となる。

【地域再生法の欄について】

△となっている地域(地区)が県税の特別措置の対象となる。

※市町村全域ではなく、字・地番で対象地域が指定されている。

※地方活力向上地域特定業務施設整備計画を作成し、県知事の認定を受けた事業者が、認定計画に基づき、計画認定日の翌日以後2年以内に対象設備を新設・増設することが適用要件となっている。

注) 1 各地域振興法等に基づく地域指定は、原則として市町村単位でなされる。
しかしながら、市町村合併に伴い、次のように区域を限定した法適用がなされる場合がある。
また、地域再生法に基づく地方活力向上地域については、市町村全域ではなく、字・地番で対象地域が指定されている。

(1) 過疎法

- ・ 鹿児島市における旧桜島町の区域（県税の特別措置は、R9.3.31まで）
- ・ 鹿屋市における旧輝北町及び吾平町の区域
- ・ 薩摩川内市における旧川内市以外の区域
- ・ 日置市における旧伊集院町以外の区域
- ・ 霧島市における旧横川町、牧園町、福山町及び旧霧島町の区域
- ・ 始良市における旧蒲生町の区域

市町村の中でも区域限定の適用になる
(過疎法第33条第2項)

※ 指宿市、曾於市、南さつま市、志布志市、奄美市、南九州市、伊佐市、さつま町、長島町、湧水町、錦江町、南大隅町、肝付町及び屋久島町は合併後の市町で過疎地域として指定されており、（過疎法第2条第1項）、合併後の市町全体が減収補てん措置の対象となる。

※ いちき串木野市は非該当地域から全て過疎地域に該当となった。（R3～）

※ 出水市（旧野田町）はR4.4.1から追加指定

(2) 離振法・原発立地法

合併前の市町村の区域についてのみの法適用となる。

なお、出水市に係る離島振興法の適用については、桂島のみが対象となる。

(3) 半島法

鹿児島市における旧鹿児島市東桜島地区、旧桜島町、旧喜入町、旧松元町及び旧郡山町の区域についての適用となる。

2 減収補てんについて

(1) 過疎法

過疎地域持続的発展市町村計画に記載された産業振興促進区域内において、取得又は製作若しくは建設（建物等については、増築、改築、修繕又は模様替えのための工事による取得又は建設を含む）した設備等が減収補てんの対象となる。

※ 資本金の額が5,000万円超である法人は新設、増設のみ

(2) 奄振法・半島法

同地域内の市町村長が一定の基準を満たす産業の振興に関する計画（認定産業振興促進計画）を策定し、計画区域内において新設又は増設した設備等が、減収補てんの対象となる。

(3) 離振法

離島振興計画に記載された産業振興促進区域内において、新設又は増設した設備等が、減収補てんの対象となる。

3 認定地域再生計画に基づく地方活力向上地域については、市町村全域ではなく、字・地番で対象地域が指定されており、「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」を作成し、認定された事業者が対象設備を取得した場合に限り特例適用の対象となる。